

1. 国の制度としては対応可能である事項

1-2. 競争的資金による5か年の研究員雇用

令和2年12月25日 作成

Q17. 競争的資金等の制度や慣習について、問題になっている事項はありますか。

課題等の概要	課題対応等の整理	課題対応等の詳細
<ul style="list-style-type: none">● 5か年の競争的資金であっても、2-3年目のステージゲートがあり、5か年の研究員の雇用ができない。	国の制度的に可能	<ul style="list-style-type: none">● 研究員を雇用する期間について、各競争的資金のプロジェクト期間内の雇用については、各競争的研究費制度において制限されているものではなく、5か年の競争的研究費による5か年の研究員の雇用は可能です。ただし、その前提として、当該研究員の雇用予算を確保できていることや労働契約法などを踏まえたご所属の組織における雇用に関する制度に従うことが必要と思われれます。ご所属の組織の担当部署にご相談ください。● その際のご参考としましては、例えば、NICTでは最長5年まで可能な毎年更新の契約であるため、5年を見越した雇用が可能となっています。● 上記実績のある研究機関の規定等の詳細については、「AI人材獲得・人材育成及び研究環境整備に関するご意見フォーム」(※1)よりお問い合わせください。 <p>※1 https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0494.html</p>